重要事項説明書

株式会社ニチイケアパレス

ニチイホーム 修善寺

TEL: 0558-72-6555

重要事項説明書

記入年月日	令和7年10月1日			
記入者名	山納 修			
所属・職名	経営管理本部管理部・常務取締役			

1. 事業主体概要

種類	個人/法人			
	※法人の場合、その種類	į ;	株式会社	
名称	(かぶしきがいしゃにちいけあ)	ぱれす)		
	株式会社ニチイケアパレ	ノ ス		
主たる事務所の所在地	〒101-0062 東京都千代日	日区神	申田駿河台四丁目 6 番地	
連絡先	電話番号		5834-5200	
	FAX番号		3253-3142	
	ホームページアドレス ht		ps://www.nichii-carepalace.co.jp	
代表者	氏名	秋↓	山 幸男	
	職名		長取締役	
設立年月日	昭和39年6月22日			
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)			

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(にちいほーむ しゅぜんじ)			
	ニチイホーム 修善寺			
所在地	〒410-2411 静岡県伊豆市	7熊坂 1255-706		
主な利用交通手段	最寄駅	修善寺駅		
	交通手段と所要時間	伊豆箱根鉄道「修善寺」駅よりタクシー利用で約		
	10 分(約 4km)(バス有り)			
連絡先	電話番号	0558-72-6555		
	FAX番号 0558-72-8101			
	ホームページアドレス https://www.nichii-carepalace.co.jp			
管理者	氏名	野川 晃男		
	職名	ホーム長(施設長・管理者)		
建物の	竣工日	平成11年2月1日		
有料老人ホーム事業の開始日		平成15年7月1日		

(類型)【表示事項】

1 介護付	1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)						
2 介護付 (2 介護付(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)						
3 住宅型	3 住宅型						
4 健康型							
1又は2に該	該 介護保険事業者番号 特定施設入居者生活介護事業所静岡県指定						
当する場合	第 2270300359 号						
	介護予防特定施設入居者生活介護事業所静岡県指定						
	第 2270300359 号						
	指定した自治体名	静岡県					
	事業所の指定日 平成15年7月1日						
	指定の更新日(直近) 令和3年7月1日						

3. 建物概要

	1			
土 地	敷地面積	7, 188. 35 m²		
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地		
		2 事業者が賃借する土地		
		抵当権の有無 1 あり 2 なし		
		契約期間 1 あり		
		(年月日~年月日)		
		2 なし		
		契約の自動更新 1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体 4,280.42 m²		
		うち、老人ホーム部分 4,280.42 ㎡		
	耐火構造	1 耐火建築物		
		2 準耐火建築物		
		3 その他()		
	構 造	1 鉄筋コンクリート造		
		2 鉄骨造		
		3 木 造		
		4 その他(
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物		
		2 事業者が賃借する建物		
		抵当権の設定 1 あり 2 なし		
		契約期間 1 あり		
		(年月日~年月日)		
		2 なし		
		契約の自動更新 1 あり 2 なし		

居室の状況		1 全室個室							
	居室区分	2 相部屋あり							
	【表示事項】	最少			1		1 人部屋		
			最大				2 人辛		2 人部屋
		トイ	レ	浴室	面	積	戸数・室数		区分*
	タイプ 1	= /	/ Amr.	± /4m.	12	2.88~	100 宏	一般居	全個室
		有/	無	有/無	16	. 82 m²	103 室	(兼介	護居室個室)
	タイプ 2	有/	無	左 / 無	10	20 22	A 安	一般居	室相部屋
		用/	無	有/無	19	. 32 m²	4 室	(兼介	護居室相部屋)
※「一般居室	図室」「一般居	室相部	『屋』	「介護居室	图室」「	介護居富	室相部屋」「一	時介護軍	室」の別を記入。
共用施設	共用便所にお	ける		8ヶ所	うち男	女別の	対応が可能力	な便房	3ヶ所
	便房			O グ DI	うち車権	寄子等の	対応が可能な	便房	2ヶ所
	共用浴室			2ヶ所	個 室				1ヶ所
	共用俗主			4 グカロ	大浴場				1ヶ所
					チェアー	-浴			1ヶ所
	共用浴室にお	ける		3ヶ所	リフト	浴			ーヶ所
	介護浴槽			3 <i>T D</i> I	ストレッ	ノチャー	·浴		2ヶ所
					その他	()		ーヶ所
	食堂		1	あり	2 7	2 L			
	及至		地门	下1階(3	74.82 m²)	、2階	(220. 98 m²)		
	機能訓練室		1	あり	2 7	よし			
	1) 及 的			(94.08	m²)				
	入居者や家族が利 1 あり			あり	2 7	2 L			
	用できる調理	没備							
	エレベーター			あり (耳	重椅子対応	<u>2</u>)			
			2		ストレッラ				
			3		:記1・2	に該当	しない)		
			4	なし					
消防用設備等	消火	器		1 あり		2 なし			
	自動火災報知			1 あり		2 なし			
	火災通報設			1 あり		2 なし			
	スプリンクラ			1 by		2 なし			
	防火管理			1 by		2 なし			
	防災計			1 by		2 なし			
その他									的スペース(食
	堂兼用)、健康	管理	包、万	応接室、フ	ファミリー	ールーム	、事務室、中	庭、駐車	車場

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	1. 自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービスを提供します。 2. 可能な限り自立した生活が送れるように"自立援助"をサービスの基本としお客様の意志及び人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサービス提供に努めます。 3. ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア等の福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図ります。
サービスの提供内容に関する特色	スタッフが笑顔で接することで、お客様に少しでもなごんでいただけるように。 お客様からいただく笑顔が、スタッフの日々の喜びであるように。 お客様お一人おひとりの思いを受け止め、応えることで私たちは、お客様の笑顔と幸せの実現をめざします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容)

特定施設入居者生活介護の加算		(I)	1 あり 2 なし
	個別機能訓練加算		
の対象となるサービスの体制の		(II)	1 あり 2 なし
有無	 夜間看護体制加算	(I)	1 あり 2 なし
	人间,但依任间,705	(II)	1 あり 2 なし
	協力医療機関連携加算		1 あり 2 なし
	手馬 la 人 拱 hu 答	(I)	1 あり 2 なし
	看取り介護加算	(II)	1 あり 2 なし
	退院・退所時連携加算	•	1 あり 2 なし
	退居時情報提供加算		1 あり 2 なし
	高齢者施設等感染対策	向上加算	1 あり 2 なし
	生産性向上推進体制加	算	1 あり 2 なし
	1 日外体士拉加答	(I)	1 あり 2 なし
	入居継続支援加算	(II)	1 あり 2 なし
	生活機能向上連携加算		1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受	入加算	1 あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニ	ング加算	1 あり 2 なし
	科学的介護推進体制加	算	1 あり 2 なし
	ADL 維持等加算	(I)	1 あり 2 なし
	加口作的分别	(II)	1 あり 2 なし
	 認知症専門ケア加算	(I)	1 あり 2 なし
		(II)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制・	(I)	1 あり 2 なし
	強化加算	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	1年1日/州尹	(Ⅲ)	1 あり 2 なし
	介護職員等処遇改善	(I)	1 あり 2 なし
	加算	(II)	1 あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービス	1 あり	(介護・看	f護職員の配置率)
の実施の有無	Ι (Χ) ')		: 1
	2 なし		
	ı		

(医療連携の内容)

(医療建物の内谷)		N A ±		
医療支援		1 救急車の手配		
※複数	選択可	2 入退院の付		
		3 通 院	介 助(協力医療機関以外は別途料金をいただきます)	
	T	4 その他()	
協力医療機関	1	名 称	伊豆赤十字病院	
		住 所	静岡県伊豆市小立野百番地	
		診療科目	内科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等 あり	
			において相談対応を行う	
			体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合 あり	
			において診療を行う体制	
			を常時確保	
協力医療機関	2	名 称	医療法人社団同仁会 中島病院	
		住 所	静岡県伊豆市松ヶ瀬 75	
		診療科目	内科	
		協力内容	入所者の病状の急変時等 なし	
			において相談対応を行う	
			体制を常時確保	
			診療の求めがあった場合 なし	
			において診療を行う体制	
			を常時確保	
新興感染症発生時に		名 称	伊豆赤十字病院	
連携する医療機関		住 所	静岡県伊豆市小立野百番地	
協力歯科医療機関		名 称	医療法人社団顕正会 ビタミン B 歯科	
		住 所	静岡県伊豆の国市南條 214-1	
		協力内容	訪問診療	

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合	1 一時介護室へ移る場合			
※複数選択可	2 介護居室へ移る場合			
	3 その他 ()			
判断基準の内容	1. ホームは、お客様の日常生活の維持及びホーム運営上、特に支			
	障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合にはお客			
	様の居室を変更することがあるものとします。			
	2. この場合、追加費用は発生しないものとします。また個室の一			
	般居室(兼介護居室)のお客様は個室の一般居室(兼介護居室)			
	への変更となります。転室に伴い、構造若しくは仕様の変更、			

		又は当初の居室と比較し面積が増減することがあります。			
手続きの内容		ホームは、前項の居室変更の判断に際しては、次に掲げる手続き			
		をとるものとします。			
		① 緊急止むを得ない場合を除いて一定の観察期間を設けるもの			
		とします。			
		② ホームの指定する医師の意見を聴くものとします。			
		③ お客様及びその身元引受人等の同意を得るものとします。			
追加的費用の有	無	1 あり 2 なし			
居室利用権の取	扱い	利用権の対象居室は、当初の居室から住み替え後の居室に変更と			
		なります。			
前払金償却の調	整の有無	1 あり 2 なし			
従前の居室と	面積の増減	1 あり 2 なし			
の仕様の変更	便所の変更	1 あり 2 なし			
	浴室の変更	1 あり 2 なし			
	洗面所の変更	1 あり 2 なし			
	台所の変更	1 あり 2 なし			
	その他の変更	(変更内容)			
		1 あり 構造もしくは仕様の変更がある場合がありま			
		す。			
		2 なし			

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1 あり 2 なし		
【表示事項】	要支援の者	1 あり 2 なし		
	要介護の者	1 あり 2 なし		
	【入居契約書「利用基準」	条項より】		
	① 原則65歳以上の方			
	② 自立及び介護保険要介護又は要支援認定が要介護・要支援の方 ③ 複数入居者による共同生活を営むことに概ね支障がない方 ④ 著しい自傷他害の恐れがない方 ⑤ ホーム内で恒常的に医師の治療を受けることを必要としない方			
留意事項				
	⑥ 入居契約に定めること	を承諾し、ニチイケアパレスの運営方針に		
	賛同できる方			
	⑦ 反社会的勢力に該当し	ない方		

【入居契約書「身元引受人」条項より】

- 1. お客様は、ニチイケアパレスが承認する身元引受人を一人以上定めるものとします。
- 2. 前項の身元引受人は、お客様の連帯保証人として、本契約により 生ずるお客様のニチイケアパレスに対する一切の債務の履行につ き、極度額として契約開始時の月額利用料の12か月分の範囲内にお いて連帯して保証するとともに、管理規程に定めるところに従い、 ホームと協議し、必要な場合には、お客様の身柄を引き取るものと します。

身元引受人等の条件、義務等

- 3. 身元引受人は、原則としてお客様の配偶者がなることはできないものとします。ただし、身元引受人を複数人定める場合は、そのうちの一人をお客様の配偶者とすることができるものとします。
- 4. ホームは、お客様の生活において必要な場合には、身元引受人への 連絡及び協議等に努めるものとします。
- 5. ホームは、お客様の生活状況、健康状況及びサービスの提供状況等を、定期的に身元引受人に対して連絡するものとします。
- 6. 身元引受人は、お客様が亡くなられた場合の遺体及び遺留金品並びにその他残置物の引き受けを行うものとします。
- 7. ニチイケアパレスは、本条において身元引受人が一人では履行しか ねると判断した場合には、複数人の身元引受人を定めることを要求 することができるものとします。
- 8. お客様が複数人の身元引受人を定めた場合には、お客様はその うちの一人を代表身元引受人と定めるものとし、ニチイケアパ レスは、本契約に基づく身元引受人に対する義務を、代表身元 引受人に対して履行すれば足りるものとします。

契約の解除の内容

【入居契約書「契約の終了」条項より】

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は、終了するものと します。

- ① お客様が亡くなられた場合(死亡日を本契約終了日とします)
- ② お客様が入居契約書「お客様による中途解約」条項に基づき本契 約を中途解約した場合
- ③ お客様が入居契約書「3ヶ月以内の解約」条項に基づき本契約を 解約した場合
- ④ お客様が入居契約書「お客様による契約解除」条項に基づき本契 約を解除した場合
- ⑤ ニチイケアパレスが入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解 除」条項に基づき本契約を解除した場合

契約の解除の内容

【入居契約書「お客様による契約解除」条項より】

- 1. お客様は、次に掲げる事由が客観的に存在すると認められた場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- ① ニチイケアパレスが、お客様、そのご家族又は身元引受人に対し、 不法行為を行った場合
- ② ニチイケアパレスが、本契約に著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
- ③ ニチイケアパレスが、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
- ④ ニチイケアパレスが、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の 申立又は会社更生手続開始の申立をし又は申立を受けた場合
- ⑤ 上記各号の他、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- 2. お客様は、ニチイケアパレス又はその役員が次の各号のいずれ かに該当した場合、催告することなく、本契約を解除すること ができるものとします。
- ① 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する事実が判明した場合
- ② 本契約締結後にニチイケアパレス自ら又は役員が反社会的勢力に 該当する者となった場合

【入居契約書「ニチイケアパレスによる契約解除」条項より】

- 1. ニチイケアパレスは、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、本条第2項に定める規定に従い、本契約を解除することができるものとします。なお、原則としてニチイケアパレスは、お客様及び身元引受人と協議の場を設け、誠実に協議することにより、本契約を解除するか否かを慎重に決定するものとします。
- ① お客様による費用又は料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ② お客様が正当な理由なく本契約「保証金」条項に定める期日までに保証金を支払わなかった場合
- ③ 入居に必要な書類に虚偽の記載をし、又は故意に不利益となる事 実を告知しない等の不正手段により、ニチイケアパレスとの信頼 関係に支障をきたした場合
- ④ お客様が入居中にホームで対応困難な看護行為が必要になり、か つニチイケアパレスが関係法令に基づくホームでの人員体制で は対応が困難であると判断した場合
- ⑤ 病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、6ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合

⑥ お客様が、ホームへ所定の届出をせず、3ヶ月以上の長期にわた ってホームを離れることが明らかな場合 (つづき) ⑦ お客様又は身元引受人、返還金受取人が法令又は本契約の条項に 契約の解除の内容 違反しニチイケアパレスが改善の見込みがないと判断した場合 ⑧ お客様又は身元引受人、返還金受取人が、ニチイケアパレス、そ の従業者又は他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つ ける恐れがあり、かつニチイケアパレスがこれを防止できないと 判断した場合 ⑨ 地震等の天災、関係法令の改変、その他止むを得ない事情によっ て継続的なホーム運営が困難になった場合 ⑩ 前各号の他、お客様又は身元引受人とニチイケアパレスとの信頼 関係に支障をきたし、その回復が困難であり、ニチイケアパレス が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合 Ⅲ 本契約「反社会的勢力の排除の確認」条項の各号の確約に反する 事実が判明した場合又は本契約締結後にお客様、身元引受人、返 還金受取人が反社会的勢力に該当する者となった場合 2. ニチイケアパレスは、前項に基づき本契約を解除するためには、次 に掲げる手続きを経るものとします。 ① 前項第①号、第②号、第⑦号に基づく解除は、原則として3ヶ月 間の催告期間を要するものとします。 ② 前項第3号乃至第6号及び第8号乃至第10号に基づく解除は、催 告期間を要せず、直ちに解除することができるものとします。 ③ お客様の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、 お客様、そのご家族、身元引受人又は関係機関と協議し、移転先 の確保について協力するものとします。 ④ 前項第④号の規定に基づく本契約の解除の場合には、前各号 の手続きに加え、医師の意見を聴くものとします。 事業主体から解約を求める 解約条項 解約条項なし(但し、解除条項あり) 場合 解約予告期間 30 日以上 入居者からの解約予告期間 |1| あり(内容:1泊2日 11,000円(うち消費税等1,000円) ※ 7 泊8日までのご契約となります。 ※ 家賃・管理費・食費・介護費が含まれます。 体験入居の内容 ※ 介護保険の適用外サービスとなります。 ※ ご利用者個人のおむつ代、医療費、嗜好品購入費などは含ま れておりません。 2 なし

入居定員	111人
その他	_

5. 職員体制(令和7年10月1日現在)

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			常勤換算人数
		合 計	*		
			常勤	非常勤	
管理	理者	1	1		0.5
生	活相談員	3	3		1.9
直拉	妾処遇職員	32	29	3	30.8
	介護職員	25	22	3	24. 0
	看護職員	7	7		6.8
機能	能訓練指導員	2	2		1. 1
計画	画作成担当者	2	2		1.5
栄	養士				(委託)
調理員					(委託)
事務員		2	1	1	1.7
その	の他職員	7	3	4	5. 7

当ホームの常勤の従業者が勤務すべき時間数 (所定労働時間)は、月ごとに設定しています。

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数

・28日の月:160時間 ・30日の月:168時間 ・29日の月:160時間 ・31日の月:176時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算 した人数をいう。

(資格を有している介護職員の人数)

	合 計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	21	18	3
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	4	4	
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合 計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	
理学療法士	1	1	
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			
はり師			
きゅう師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(16 時 30 分~9 時 30 分)								
平均人数 最少時人数 (休憩者等を除く)								
看護職員	1	1						
介護職員	3	3						

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職	員配置比率※	a 1.5:1以上		
利用者に対する看護・介護職	【表示事項]		b 2:1以上	
員の割合				c 2.5:1以上	
(一般型特定施設以外の場				d 3:1以上	
合、本欄は省略可能)	実際の配置	比率			
	(記入日時	点での利用者数:常勤換算	2.6:1		
※広告、パンフレット等におり	ける記載内容	に合致するものを選択			
外部サービス利用型特定施設	である有料	ホームの職員数	(非該当)		
老人ホームの介護サービス提供	老人ホームの介護サービス提供体制(外部			(非該当)	
サービス利用型特定施設以外の	訪問看護事業所の名称	(非該当)			
は省略可能)	通所介護事業所の名称		(非該当)		

(職員の状況)

		他の職	務との兼	務					1 あ	n [2	2 なし	
☆ m →	\$*\$\$* **ΠΙ → ! • /		係る資格	·等	1	あり		•				
管理者	I					資格等	の名称	介護福	祉士			
					2	なし						
		看護	職員	介	護	職員	生活木	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	戈担当者
		常勤	非常勤	常勤	功	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度	₹1年間の			5								
採用者				5								
前年度	前年度1年間の			3			1					
退職者	 数			J			1					
応業	1年未満			3					1		1	
応じた職員業務に従事	1年以上			3								
職従	3年未満											
のし	3年以上	5		1			1				1	
人を経	5年未満	0		1			1				1	
颗 年	5年以上			6		2	1					
人数を経験年数に	10年未満			U		۷	1					
, ,	10年以上	2		9		1	1		1			
従業者の健康診断の実施状況 1 あり 2 なし						あり	2	なし				

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利	·····································	1 利用権方式				
居住の権利。	· · · · ·	2 建物賃貸借方式				
【衣小争垻	1	3 終身建物賃貸借方式				
		1 全額前払い方式				
		2 一部前払い・一部月払い方式				
		3 年払い方式				
利用料金の	支払い方式	4 月払い方式 ※「6-1.月払い方式」参照				
【表示事項]	1 全額前払い方式				
		5 選択方式 2 一部前払い・一部月払い方式				
		3 年払い方式				
		4 月払い方式				
年齢に応	じた金額設定	1 あり 2 なし				
要介護状態	に応じた金額設定	1 あり 2 なし				
入院等によ	る不在時における	1 減額なし(但し、食材費の返金あり)				
利用料金(月払い)の取扱い	2 日割り計算で減額				
		3 不在期間が日以上の場合に限り、日割り計算で減額				
	条件	・物価変動、関連法令の改正、人件費上昇などにより、改定する場合				
	未 件	があります。				
利用料金		・ホーム所在地の自治体が発表する消費者物価指数、人件費等、関連				
の改定	手続き	法令等の改正及び運営懇談会の意見を勘案して決定します。				
	一一形にさ	・改定実施にあたっては、お客様及び身元引受人に対して事前に通知				
		するものとします。				

6-1. 月払い方式

単位:円

		月額			(内訳)		
居 室 タイプ	プラン 名 称	計	家 賃 相当額 (非課税)	介護 費用	食費 (税込)	光熱水費	管理費 (非課税)
居室 I	月払いプラン	195, 900	65, 000	※ 1	75, 900	_	55, 000
居室Ⅱ	月払いプラン	228, 400	85, 000	※ 1	75, 900	_	67, 500

※1 生活サポート費がかかる場合があります(「利用料金の算定根拠」参照)。

※2 月額 (計) には介護保険サービス費は含みません(「6-3. 介護保険サービス費(介護費)参照」)。

※3 居室Ⅱは二人入居可能です。

敷金(保証金) 居室 I 500,000円、家賃相当額の7.6か月分 敷金(保証金) 居室 II 750,000円、家賃相当額の8.8か月分

(利用料金のプラン【代表的プラン】)

				プラン1			プラン2					
入	居者の)	要介護度		要	介護	1					
状	況		年 齢			7	75 歳以上					
居	室の状	沈況	床 面 積				12. 88 m²					
			便 所	1	有	2	無	1	有	2	無	
			浴室	1	有	2	無	1	有	2	無	
			台 所	1	有	2	無	1	有	2	無	
入居時点で必要な 前 払 金 (入居金)		前 払 金 (入居金)	0円					円				
費	用		敷 金 (保証金)	500,000円								円
月	額費用	の合計				15	57, 160 円					円
	家賃			65,000 円							円	
		特定施設	入居者生活介護の費用※1	16, 260 円							円	
	サ	_	食 費			7	75,900 円					円
	リー・質し		管 理 費	55,000円							円	
	オサー	介護保険外※2	介護費用				一円					円
	用用 外		光熱水費		(管理	費に	含む)円					円
		2	その他				一円					円

^{※1} 月30日利用した場合の自己負担額(1割負担の場合)で、基本単位で算出した額(加算分は含まれていません)。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用。

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	専用居室、共用部分利用のための費用となります。
敷金(保証金)	・お客様の月額利用料その他支払いが滞った場合に備えてお預かりいたします。
	・保証金は、契約終了時に返還します。ただし、入居契約の終了時に
	お客様のニチイケアパレスに対する債務がある場合には、保証金から
	その対当額を相殺するものとします。
	・保証金は、契約終了日及び居室明渡し日のうち、いずれか遅い日の
	翌日から起算して原則90日以内に返還するものとします。
介護費用	[生活サポート費]
	月額 88,000円 (うち消費税8,000円) (各年齢共通)
	・自立(介護保険給付対象外)のお客様のみにかかる費用です。
	・入居後、介護保険の要介護又は要支援認定において「非該当」
	(自立)と認定されたお客様にもご負担いただきます。
	・「介護サービス等の一覧表」に基づくサービスを提供するため
	の人件費となります。
	※介護保険サービス費の自己負担分は含みません。
管理費	施設維持管理費、共用部修繕費、電気、ガス、水道、下水、
	環境衛生費等
食費	[食費内訳]
	・食 材 費:36,300円(うち消費税等3,300円)
	・厨房管理費:39,600円(うち消費税等3,600円)
	※3日前までにお申し出いただければ、欠食時には一食あたり次のとお
	り返金いたします。
	・朝食 319円 (うち消費税等29円)
	・昼食 484円 (うち消費税等44円)
	・夕食 407円 (うち消費税等37円)
	※厨房管理費は、食事部門人件費・管理費、設備・備品代に充当する為
	欠食があっても返金されません。
	※当ホームでは食事サービス費については全て軽減税率の対象外となり
	ます。
光熱水費	(管理費に含む)
利用者の個別的な選択は	[介護保険給付対象外費用]
よるサービス利用料	30 分あたり:1,650円(うち消費税等150円)
	※協力医療機関等以外の通院介助等。但し、サービスの実施にあたって
	は事前のご相談が必要となります。
その他のサービス利用料	

前払い金の保全先

	1	連帯保証を行う銀行等の名称	株式会社三井住友銀行
前払金の	2	信託契約を行う信託会社等の名称	
	3	保証保険を行う保険会社の名称	
保全先	4	全国有料老人ホーム協会	_
	5	その他	

6-3. 介護保険サービス費(介護費)

※1ヶ月30日利用の場合(目安)

〇基本分 	六(\T* 本)	∧ =# =#	1 that 22 Ltd 12		年6月1日現在
要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	183単位/日	54,900円	5,490円	10,980円	16, 470
要支援2	313単位/日 542単位/日	93,900円	9,390円	18,780円 32,520円	28, 170F
<u>要介護 1</u> 要介護 2	609単位/日	162,600円 182,700円	16, 260円 18, 270円	32, 520円	48, 780円 54, 810円
要介護3	679単位/日	203, 700円	20,370円	40,740円	61, 110F
<u> </u>	744単位/日	203, 700円	22,320円	44,640円	66, 960 P
<u> </u>	813単位/日	243, 900円	24, 390円	48,780円	73, 170 P
	010年112/日	240, 900[1]	24, 330 []		
○加算分 <u></u>)	^ -44 -45	. 41 4 19 5		獲1~5のみ適月
要介護・要支援認定	単位数	介護費	1割負担分	2割負担分	3割負担分
友間看護体制加算※	10光片/日	5 400 E	E40 III	1 000 🖽	1 000
(1)	18単位/日	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	9単位/日	2,700円	270円	540円	810円
固別機能訓練加算 (1)	12単位/日	2 600 🖽	260	790⊞	1,080円
(I)	20単位/月	3,600円 200円	360円 20円	720円 40円	1,080F 60F
<u> </u>	20 单位/月	200円	20円	40円	607
協力医療機関が要件を満たす場合	100単位/月	1,000円	100円	200円	300₽
励力医療機関が要件を确定り場合 上記以外の場合	40単位/月	400円	40円	80円	120F
上記以外の場合 退院・退所時連携加算※	30単位/月	9,000円	900円	1,800円	2, 700F
B去時情報提供加算	250単位/回	2,500円	250円	500円	2, 700F
及名時情報促展加昇 入居継続支援加算※	250年位/ 但	2, 500 □	250 🖯	200 □	750
(I)	36単位/日	10,800円	1,080円	2,160円	3, 240 □
(II)	22単位/日	6,600円	660円	1,320円	1,980円
生活機能向上連携加算					•
(I)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
(II)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
斗学的介護推進体制加算	40単位/月	400円	40円	80円	120円
ADL維持等加算※				<u> </u>	
(I)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
(II)	60単位/月	600円	60円	120円	180円
<u> </u>	120単位/日	36,000円	3,600円	7,200円	10, 800₽
コ腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	200円	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/日	6,600円	660円	1,320円	1,980円
(I)	18単位/日	5,400円	540円	1,080円	1, 980 F
(II)	6単位/日	, , , , , ,		360円	
	0単位/日	1,800円	180円	360円	540円
認知症専門ケア加算	014/4/11	000111	00111	100 🖽	070
(I)	3単位/日	900円	90円	180円	270円
	4単位/日	1,200円	120円	240円	360円
看取り介護加算 (I)※ 注)	72単位/日	720円	72円		1 日あたりの客 216円
a 死亡日以前45~31日 b 死亡日以前4~30日	144単位/日	1,440円	144円	288円	432F
c 死亡日の前日と前々日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040
d 死亡日	1280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840
看取り介護加算 (Ⅱ)※ 注)	1200平位/百	12,000 1	1,200 1		1 目あたりの8
a 死亡日以前45~31日	572単位/日	5,720円	572円	1,144円	1,716円
b 死亡日以前4~30日	644単位/日	6,440円	644円	1,288円	1,932円
c 死亡日の前日と前々日	1180単位/日	11,800円	1,180円	2,360円	3, 540円
d 死亡日	1780単位/日	17,800円	1,780円	3,560円	5,340円
生産性向上推進体制加算					
(I)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
(II)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上連携加算					
(I)	10単位/月	100円	10円	20円	30₽
(II)	5単位/月	50円	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費					<u> </u>
	240単位/日	2,400円	240円	480円	720₽
介護職員等処遇改善加算					
(I)			月間所定	単位数に12.8%	を乗じた単位数
(II)			月間所定	単位数に12.2%	を乗じた単位数

- ・当ホームの介護保険サービス費(介護費)は、1単位=10円(その他)です。
- ・ 介護費は、(介護費の単位)×(1単位の単価)×(利用日数)で求め、小数点以下切り捨て。
- ・ 続いて法定代理受領相当分を、1割負担分の場合は介護費の9割、2割負担分の場合は介護費の8割、 3割負担分の場合は介護費の7割でそれぞれ求め、小数点以下切り捨て。
- ・ 1割、2割又は3割負担分の額は、介護費から上記により求めたそれぞれの法定代理受領相当分を差し引いた額となります。
- ・ 実際の介護費は、実際のご利用日数、加算分の適用内容に応じて決定します。
- ・ 加算分については、施設が基準・要件を満たしていない場合は適用になりません。
- ・ 償還払いの場合には、法定代理受領相当分に関して、ご自身で市区町村への手続きが必要です。
- ・消費税は非課税です。
- ※ 負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護*に対する自己負担	「6-3.介護保険サービス費(介護費)」参照
特定施設入居者生活介護*における人員配置が手厚い	該当なし
場合の介護サービス (上乗せサービス)	
※ 介護予防の場合を含む。	

(前払金の受領)

算定根拠	
想定居住期間(償却年月数)	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合	
に備えて受領する額(初期償却額)	
初期償却率	

7. 入居者の状況 (令和6年7月1日現在)

(入居者の人数)

kil. Dil	H M.	
性別	男性	37 人
	女性	69 人
年齢別	65 歳未満	2 人
	65 歳以上 75 歳未満	8人
	75 歳以上 85 歳未満	14 人
	85 歳以上	82 人
要介護度別	自 立	1人
	要支援1	21 人
	要支援2	12 人
	要介護1	20 人
	要介護2	19 人
	要介護3	8人
	要介護4	18 人
	要介護 5	7人
入居期間別	6ヶ月未満	14 人
	6ヶ月以上1年未満	8人
	1年以上5年未満	57 人
	5年以上10年未満	19 人
	10 年以上 15 年未満	5人
	15 年以上	3 人

(入居者の属性)

平均年齢	86.4 歳		
入居者数の合計	106 人		
入居率**	95. 4%		
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して	得られた割合。		
一時的に不在となっている者も入居者に含む。			

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	1人
	社会福祉施設	3 人
	医療機関	9人
	死亡者	18 人
	その他	0人

生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	13 人
		(解約事由の例)
		医療機関への入院のため

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称(1)		お客様相談室		
電話番号		0120-82-6501		
対応している時間	平日	午前9時~午後5時		
	土曜	_		
	日曜・祝日			
定 休 日		土日祝祭日、年末年始		
窓口の名称(2)		ニチイホーム 修善寺		
		担当者 ホーム長(管理者) 野川 晃男		
電話番号		0558-72-6555		
対応している時間	平日	午前9時30分~午後5時30分		
	土曜	同上		
	日曜・祝日	同上		
定 休 日		担当者公休日		
		・事情により即時に対応できない場合があります。		
		・面談は事前に電話予約が必要となります。		
		・他に、ホーム内に【意見箱】を設置しています。		
		ご意見・ご要望等がありましたら、所定用紙にご記入		
		の上随時ご投函ください。		
窓口の名称(3)		伊豆市役所 健康福祉部健康長寿課 介護保険スタッフ		
電話番号		0558-74-0150		
対応している時間	平日	8 時 30 分~午後 5 時 15 分		
	土曜	_		
	日曜・祝日	_		
定休日		土日祝祭日、年末年始		

窓口の名称(4)		静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課
電話番号		054-221-2531
対応している時間	平日	8時30分~午後5時15分
	土曜	_
	日曜・祝日	_
定 休 日		土日祝祭日、年末年始
窓口の名称(5)		静岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
電話番号		054-253-5590(苦情専用)
対応している時間	平日	午前9時~午後5時
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土日祝祭日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容)
(現古所) 具古体 (大)	L	<i>8</i>) ⁽⁾	
			あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
			総合賠償責任保険
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償	1	あり	(その内容)
すべき事故が発生したときの対応			ニチイケアパレスは、ニチイケアパレス
			の責めに帰すべき事由によりお客様の
			生命、身体、財産又は名誉に損害を発生
			させた場合には直ちに必要な措置を講
			ずるとともに、速やかに相当因果関係の
			範囲内の損害を賠償するものとします。
			但し、お客様にも責めに帰すべき事由が
			存するときは、賠償額が減額されるもの
			とします。
	2	なし	
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見	1	あり	実施日	令和5年4月16日
箱等利用者の意見等を把握す			結果の開示	1 あり 2 なし
る取組の状況	2	なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり		実施日	
		あり	評価機関名称	
			結果の開示	1 あり 2 なし
		なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
管 理 規 程	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年2回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行	1 あり(提携ホーム名	: 事業主体が運営するニチイホーム)
【表示事項】	2 なし	
有料老人ホーム設置時の老人	1 あり 2 なし	
福祉法第 29 条第1項に規定	3 サービス付き高齢者	向け住宅の登録を行っているため、高齢者の
する届出	居住の安定確保に関す	る法律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関	1 あり 2 なし	
する法律第5条第1項に規定		
するサービス付き高齢者向け 住宅の登録		
有料老人ホーム設置運営指導	1 あり 2 なし	
指針「5.規模及び構造設備」		
に合致しない事項		
合致しない事項がある場合		
の内容		
「6. 既存建築物等の活用	1 適合している(代替:	
の場合等の特例」への適合	2 適合している (将来)	
性	3 適合していない	2 9 1 1 1 1
<u> </u>	211	
指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内		
容		
重要事項説明書の開示状況		
開示	1 あり 2 なし	
開示の方法	・当社ホームページに掲	
	・ホーム内に閲覧用を設け	置
	高齢者虐待防止対策検討委 の定期的な開催	^{注員会} 1あり 2 なし
高齢者虐待防止のための取組 出況	指針の整備	1あり 2 なし
状況	研修の定期的な実施	1あり 2 なし
	担当者の配置	1あり 2 なし

	身体拘束適正化委員会の開催	1あり	2 なし
	指針の整備	1あり	2 なし
良体物素族感出のための時知の	研修の実施	1あり	2 なし
身体拘束等廃止のための取組の 状況		1あり	2 なし
· (八)	緊急やむ得ない場合に行う身体 拘束その他の入居者の行動に制 限する行為(身体拘束等)	身体的拘束等を行う場合の時間、入居者の状況並びに 得ない場合の理由の記録	· · · · ·
		1あり 2 なし	
	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
業務継続計画の策定状況等	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1あり	2 なし
	従業者に対する周知の実施	1あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1あり	2 なし
	定期的な訓練の実施	1あり	2 なし
	定期的な見直し	1あり	2 なし

添付書類: 別添1. 別に実施する介護サービス一覧表 別添2. 介護サービス等の一覧表

*					
	説明年月日 令和	年	月	日	
	説明者署名				

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス

別添 事果土体かヨ		にまます。	・中核川内で美	他する他の介護サービス
介護サービ	ごスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あ	りなし		
訪問入浴介護	あ			
訪問看護	あ	りなし		
訪問リハビリテーション	あ	りなし		
居宅療養管理指導	あ	りなし		
通所介護	あ	りなし		
通所リハビリテーション	あ	りなし		
短期入所生活介護	あ			
短期入所療養介護	あ	りなし		
特定施設入居者生活介護	あ	りなし		
福祉用具貸与	あ	りなし		
特定福祉用具販売	あ	りなし		
<地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問				
夜間対応型訪問介護	あ			
認知症対応型通所介護	あ			
小規模多機能型居宅介護	あ			
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者				
地域密着型介護老人福祉施設。				
 看護小規模多機能型居宅介	護 あ	りなし		
居宅介護支援	あ	りなし		
<居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問介護	あ	りなし		
介護予防訪問入浴介護	あ	りなし		
介護予防訪問看護	あ	りなし		
介護予防訪問リハビリテー	ーション あ	りなし		
介護予防居宅療養管理指導	享 あ	りなし		
介護予防通所介護	あ	りなし		
介護予防通所リハビリテー	ーションあ	りなし		
介護予防短期入所生活介護	美	りなし		
介護予防短期入所療養介護	隻 あ	りなし		
介護予防特定施設入居者生	上活介護 あ			
介護予防福祉用具貸与	あ			
特定介護予防福祉用具販売	きあ	りなし		
<地域密着型介護予防サー	ビス>			
介護予防認知症対応型通列	斤介護 あ	りなし		
介護予防小規模多機能型周	居宅介護 あ			
介護予防認知症対応型共同				
介護予防支援	あ	りなし		
<介護保険施設>	•	-	•	
介護老人福祉施設	あ	りなし		
介護老人保健施設	あ			
介護療養型医療施設	あ			

介護サービス等の一覧表

	自立		要支援1・2		要介護1~5		
	一般居室(兼介護居室)		一般居室(兼介護居室)		一般居室(兼介護居室)		
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービ 費 (介に 変 き か サービ ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サー(介護 費) にに 費 サー ス	その都度 徴収する サービス	備考
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00~ 18:00	適宜対応	—	適宜対応		適宜対応		
夜間 18:00~翌9:00	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○食事介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○排泄介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応		
○おむつ交換		—	適宜対応	_	適宜対応	—	
○おむつ代		実費		実費	_	実費	
○入浴							
• 一般浴介助、特浴介助	_	—	週2回	—	週2回		
・清拭	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○身辺介助							
・体位交換	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・居室からの移動	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・衣類の着脱	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
・身だしなみ介助	_	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○機能訓練 (生活リハビリ)	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○通院時の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	_	適宜対応	—	注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○緊急時対応							
・ナースコール	24時間対応	—	24時間対応	—	24時間対応	_	
受診	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
<生活サービス>							
○清掃	週2回	—	週2回	—	週2回	—	
○シーツ交換	週1回	_	週1回	—	週1回	—	
○洗濯	週2回	—	週2回	_	週2回	_	
○居室配膳・下膳	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	_	
○理美容		実費		実費		実費	
○買物代行	週1回		週1回		週1回		注4
○介護保険関連の 手続き援助	_	_	適宜対応	_	適宜対応		

	自	<u> </u>	要支援1・2		要介記		
	生活サ ポート費 に含む サービス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サー サー ス	その都度 徴収する サービス	介護保険 サービス サー () に サービ ス	その都度 徴収する サービス	備考
<健康管理サービス>							
○健康相談	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○定期健康診断 (基本検診項目)		年2回 実費	—	年2回 実費	—	年2回 実費	
○健康診断 (基本検診項目以外)	_	実費	_	実費	_	実費	
○生活指導	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応	—	
○医師の訪問診療	_	月 2 回 実費	_	月2回 実費	_	月2回 実費	
○医師の往診		実費	_	実費	_	実費	
• 救急時対応	_	実費	_	実費	_	実費	注5
○外来受診	_	実費	_	実費	_	実費	
< 入退院時、 入院中のサービス > ○ 入退院時の移動の介助							
• 協力医療機関等	適宜対応	—	適宜対応	—	適宜対応		注1
・協力医療機関等 以外	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	_	別途費用 負担	注2 注3
○医療費	_	実費	_	実費	_	実費	
○入院中の洗濯物交換	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応		注6
<その他サービス>							
○レクリエーション	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	
○福祉用具	_	—	適宜対応	内容によ り実費	適宜対応	内容によ り実費	注7

- ※ 自立の方を除き、実際のサービスの内容・頻度・回数は、特定施設サービス計画書(ケア プラン)に基づき提供いたします。
- ※ 上記以外のサービスにつきましては、別途相談とさせていただきます。 実施する場合は、実費又は30分毎に1,650円(うち消費税等150円)あるいはその両方の 費用がかかります。
- 注1) 協力医療機関への通院及び協力医療機関の指示に基づく通院・入退院時の送迎介助 は、 「介護保険サービス費(介護費)に含むサービス」となり、別途の費用負担は発生しません。
- 注2) 協力医療機関等以外の医療機関への通院及び入退院時の送迎介助は、30分毎に1,650円 (うち消費税等150円) とタクシー代・駐車場代等の実費をご負担いただきます。 ただし、車両の使用状況や職員の配置状況により、対応できない場合があります。
- 注3) 「介助」に該当しない運転手のみの送迎サービス (病院、買い物、駅等への送迎) は行って おりません。ご家族で送迎していただくか、公共交通機関・タクシー等をご利用ください。
- 注4) 買い物代行サービスは週に1回、ホームが指定した店舗の取扱商品に限らせていただきます。
- 注5) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応に当たります。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院ができる ように対応いたします。
- 注6) 衣類(洗濯物)交換、おむつ等備品お届けなど
- 注7) 介護上必要な、標準仕様の車いす・杖・歩行器・エアーマット等についてはホームで準備 させていただきます。特別な希望による福祉用具はお客様の実費負担になります。